

岩手海区漁業調整委員会委員候補者募集要項

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（以下「新漁業法」という。）第 139 条第 1 項の規定により、岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の募集を行います。

委員の職務内容等並びに委員の候補者の推薦及び応募等の手続きは、以下のとおりです。

第 1 委員の職務内容等

1 委員定数等

委員定数は 15 人となります。（新漁業法第 138 条第 2 項）

なお、任命する委員の区分は、次表のとおりです。（新漁業法第 138 条第 5 項及び同条第 7 項）

委員区分	任命予定数
漁業者委員（新漁業法第 138 条第 5 項に規定する漁業者又は漁業従事者から任命する委員をいう。）	9 人程度
学識経験委員（新漁業法第 138 条第 7 項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者から任命する委員をいう。）	4 人程度
中立委員（新漁業法第 138 条第 7 項に規定する委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者から任命する委員をいう。）	2 人程度

※ 任命予定数は変更する場合があります。

2 任期

任期は、4 年（新漁業法第 143 条第 1 項）となります。

なお、今回の募集に係る委員の任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

3 身分

委員は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、岩手県の特別職（非常勤職員）としての身分を有することとなります。

4 報酬

委員には、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）により、委員会の会議等に出席の都度、報酬が支給されます。

なお、令和2年9月1日現在の報酬の額は、日額26,000円（ただし、会長にあっては日額29,000円）です。

5 所掌事項等

委員には、主に次に掲げる事項の審議等に当たっていただきます。

- (1) 漁業権や県漁業調整規則などの諮問に係る審議に関すること
- (2) 資源管理や漁獲制限などの指示の決定に関すること
- (3) 許可漁業などの協議に関すること

第2 委員候補者の資格等

1 委員候補者の資格等

- (1) 委員の候補者として推薦を受ける者及び応募する者は、漁業に関する識見を有し、委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者としてします。
- (2) 漁業者委員（第1・1の表に掲げる漁業者委員をいう。）の委員候補者となる者は、委員会の海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者としてします。

2 委員の欠格事由等

- (1) 次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。
 - ア 年齢が満18歳未満の者（新漁業法第138条第4項第1号）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（新漁業法第138条第4項第2号）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（新漁業法第138条第4項第3号）
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (2) 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることはできません。

第3 推薦及び応募の手続き等

1 提出書類

委員候補者を推薦する者又は委員候補者に応募する者は、(1)に掲げる様式に必要な事項を記入の上、(2)に掲げる書類を添付し、2に規定する方法により提出してください。

(1) 様式

委員候補者の区分	推薦及び募集の区分	様式
漁業者委員の委員候補者として推薦又は応募する場合	一般推薦 (個人による推薦)	様式第1号
	団体推薦 (法人又は団体による推薦)	様式第2号
	一般募集 (自らによる応募)	様式第3号
学識経験委員の委員候補者として推薦又は応募する場合	一般推薦 (個人による推薦)	様式第4号
	団体推薦 (法人又は団体による推薦)	様式第5号
	一般募集 (自らによる応募)	様式第6号
中立委員の委員候補者として推薦又は応募する場合	一般推薦 (個人による推薦)	様式第4号
	団体推薦 (法人又は団体による推薦)	様式第5号
	一般募集 (自らによる応募)	様式第6号

(注1)「推薦及び募集の区分」は、岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱(令和2年9月23日施行)第2条に規定する推薦及び募集の区分です。

- ・一般推薦：漁業者その他の関係者(3名以上の連名)からの推薦によるもの
- ・団体推薦：漁業者が組織する法人又は団体からの推薦によるもの
- ・一般募集：委員になろうとする者からの応募によるもの

(注2)様式は、岩手県農林水産部水産振興課、岩手海区漁業調整委員会及び広域振興局水産部等の窓口に設置しています。

また、岩手県農林水産部水産振興課のホームページからもダウンロードできます。

(2) 添付書類

- ア 委員候補者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類の写し
例)住民票(発行後3箇月以内のもの)の写し、運転免許証の写し等
- イ 法人又は団体が委員候補者を推薦する場合にあっては、当該法人又は団体の定款又は規約等

2 受付期間及び提出方法

受付期間	令和2年9月28日（月）から令和2年10月28日（水）まで。 郵送の場合は、令和2年10月28日（水）までの消印のあるものに限ります。
提出方法	郵送の場合 封筒の表に「岩手海区漁業調整委員会委員応募」と朱書きし、簡易書留扱いで送付してください。 【送付先】〒020-8570 岩手県農林水産部水産振興課（住所の記載は、必要ありません。）
	持参の場合 岩手県農林水産部水産振興課（岩手県庁6階）に直接お持ちください。 【受付時間】祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

※ 募集期間を延長する場合には、募集期間最終日以降に岩手県のホームページ等で公表します。

第4 推薦及び応募状況の公表

新漁業法第139条第2項の規定に基づいて、募集期間の中間及び終了後に、岩手県のホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるかの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦を受ける者又は応募する者が学識経験委員又は中立委員であるかの別
- (7) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (8) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

第5 委員候補者の審査

提出書類により、岩手海区漁業調整委員会委員候補者審査委員会設置要綱（令和2年9月23日施行）に基づき、委員候補者の審査を行います。

第6 その他

- (1) 推薦・応募にあたっては、本要項をよく読み、様式には記載例を参考にして具体的に記載し、添付書類の漏れがないようにしてください。
- (2) 推薦・応募に係る経費は、推薦した方又は応募した方の負担となります。
- (3) 推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。
- (4) 記載内容の確認のため、必要に応じて関係機関へ照会することがあります。この場合、個人情報 を適正に管理し、本目的以外には使用しません。
- (5) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 選任結果は、岩手県のホームページで公表するほか、推薦した方（一般推薦の場合は代表者）、推薦された方及び応募した方には文書で通知します。

第7 問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁（6階）

岩手県農林水産部水産振興課

電話 019-629-5805 FAX 019-629-5824